

第4次八百津町行財政改革大綱

(平成22年度～平成26年度)

平成22年3月策定

岐阜県加茂郡八百津町

目 次

1	はじめに	1
2	基本目標	1
3	基本方針	2
4	実施期間	3
5	具体的な方策	3
	(1) 最重要課題としての取り組み	
	(2) 当面の推進事項等	
6	行財政改革の進行管理	3
7	行財政改革の施策体系	4 ~ 6
	(1) 行財政改革のイメージ	
	(2) 行財政改革大綱推進事項の概念	
	(3) 行財政改革大綱体系図	
別 表 「八百津町行財政改革項目別推進事項一覧表」		
	効率的な行財政システムの構築	
	事務事業の見直し関係	
	組織機構関係	
	定員及び給与関係	
	職員の意識改革と人材の育成・確保関係	
	行政の情報化等行政サービスの向上関係	
	町民参画と協働・開かれた行政の推進	
	町民参画と協働の推進関係	
	外郭団体関係	
	公正の確保と透明性の向上関係	
	議会改革関係	
	財政改革等の推進	
	経費の節減合理化等財政の健全化関係	
	会館等公共施設関係	
	公共工事関係	
	広域行政関係	
	地域活性化関係	
別 表 「八百津町行政組織図（平成22年4月1日）」		
		15

1 はじめに

本町においては、第1次行政改革大綱（昭和60年策定）、第2次行政改革大綱（平成7年度策定）及び同大綱「改訂版」（平成11年度策定）並びに第3次行政改革大綱（平成17年度策定）と過去3回の行政改革を実施し、それぞれの実施期間において社会経済情勢に応じた課題や実施項目を掲げ改革の推進を図ってまいりました。

しかしながら近年の地方自治を取り巻く状況は、急激な少子高齢化、国際化の進展、高度情報化等に加え、行政ニーズの多様化等社会、経済情勢が急激に変化しており、さらに地方分権の進展に伴い、多くの事務事業決定権が国県から移管され、その責任は益々拡大し、より質の高い行政サービスの提供が強く求められています。

一方、本町の財政状況は、社会経済情勢の変化や少子高齢化等により、町税の増収が見込めない中であって、福祉関係経費の増大等により、非常に厳しい財政運営が続くものと予想されます。

こうした厳しい行財政環境に対応するためには、より一層の事務事業の見直し、経費削減を図るとともに町税をはじめとする財源の安定確保を図り、簡素にして効率的な行財政運営と一貫した行財政改革に努めていかなければなりません。

これらのことから、町では行財政のあらゆる分野において総点検を行い、最少の経費で最大の効果を挙げ得るよう、具体的な方策とその目標数値を盛り込んだ「第4次八百津町行財政改革大綱」を策定し、聖域のない行財政の抜本的改革を実施していくこととしたものです。

2 基本目標

行財政改革大綱は、第4次総合計画を効果的・効率的に推進するための「組織面における戦略」と位置付け、町政を「経営」する考えのもと、民間経営手法等を取り入れ、町民主体の行財政運営に努めていくとともに、「町民主体・町民協働」という視点に立って、町民とともに行財政課題を共有し、まちづくりを積極的に進める必要があります。

また、今後取り組むべき行財政改革は、仕事の進め方や考え方など、町政運営の仕組みそのものを変えるまさに「構造改革」としての改革であり、単なる減量、削減の行財政改革にとどまらず、「いま、町には何が求められているか」「何を優先すべきか」など、将来を見すえた政策の選択と優先度の見極めをより重視し、限られた経営資源の重点的、効果的な配分を決めるシステムの改革を進める必要があります。

以上のことを踏まえ、

「さらなる行財政経営の効率化をめざして」

を改革の基本目標として、行財政改革に取り組みます。

3 基本方針

本町は、これまで地方分権時代にふさわしい行財政改革に取り組んできたところであり、しかしながら、少子高齢化社会や高度情報化社会の到来など、本町を取り巻く環境も大きく変化しております。

このような中、多様化する行財政課題に迅速かつ的確に対応するため、行政組織や機能には、より効率性や機動性が求められている現実を踏まえ、下記に示した行財政運営の基本方針に基づき、具体的な方策並びにその目標数値を盛り込んだ「第4次行財政改革大綱」を策定するものです。

効率的な行財政システムの構築

地方自治体には、住民の視点に立った行財政執行が求められており、住民の満足度向上のためには、行政ニーズの的確な把握とこれに相応しうる事務事業執行体制の確立が必要です。

激動する社会情勢や新たな行財政課題に的確に対応していくため、行政効率や費用対効果を勘案しながら、事務事業の整理統合・合理化を進め、人事・組織や政策形成等の行財政運営構造を再構築し、更には民間機能を活用した効率的行財政運営を確立します。

町民参画と協働・開かれた行政の推進

住民の視点に立った町政の確立は、行政のみの力で達成できるものではなく、住民の積極的な行政参画によって実現できるものです。広報・公聴業務の充実を図り、積極的な情報公開を進めることにより、行政の透明化を図り住民との信頼関係を築くとともに、住民が積極的に行政に参画できる環境をつくり、住民自らがまちづくりの担い手としての意識の醸成に努めます。

財政改革等の推進

国の制度改革や経済の低迷により一般財源の減少、扶助費や繰出金の増加などにより財政の硬直化が進んでいます。更に地方分権改革による地方交付税の見直しなど依然厳しい財政状況にあります。

健全財政を堅持し、自立したまちづくりを進めるため、コストの徹底した見直し等による経常経費の節減、適正な受益と負担を前提とした使用料・手数料等の見直しや町税等の収納率の更なる向上などによる財源の確保、指定管理者制度等による公共施設の効率的な管理などを図り、歳入・歳出両面からの効果的な改革に取り組みます。この推進にあたっては、八百津町行財政改革推進本部（赤塚新吾本部長）を中心に、八百津町行財政改革推進協議会（石井重武会長）の意見、提言を尊重するとともに、八百津町議会と連携し、全庁が一体となって、取り組むものとし、

4 実施期間

行財政改革への取り組みは、永続的に進めていく必要がありますが、本計画では緊急課題に対応して、集中して行財政改革を実施するため、平成22年度から26年度までの5年間とします。

5 具体的な方策

(1) 最重要課題としての取り組み

行財政改革は、地方自治法にある「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを目的に、行政に対し、どのような方策を立て、どのような手段を用い、いかにして公平性や公正性を保ちながら、有効かつ効率的に質の高い行政サービスを行っていくかを問い改めるものです。

本町においても、地方分権の進展に加え、従来にも増して厳しい行財政環境の中だからこそ、今改めて抜本的な改革が必要であります。

本大綱は、「第4次総合計画」や個別の計画における目標や理念を基本とし、これらの計画と整合を図りながら、事務事業の見直し・合理化及び財政の健全化を最優先して実施する指針と位置づけ、項目別推進事項の目標達成に向けて改革に取り組んでいきます。

(2) 当面の推進事項等

平成22年度から平成26年度までの間において推進する事項及びその実施概要、数値目標、実施時期、担当課は別表の「八百津町行財政改革項目別推進事項一覧表」によるものとします。ただし、実施期間中において、新たな改革の提言、提案があった場合は、これを追加します。

6 行財政改革の進行管理

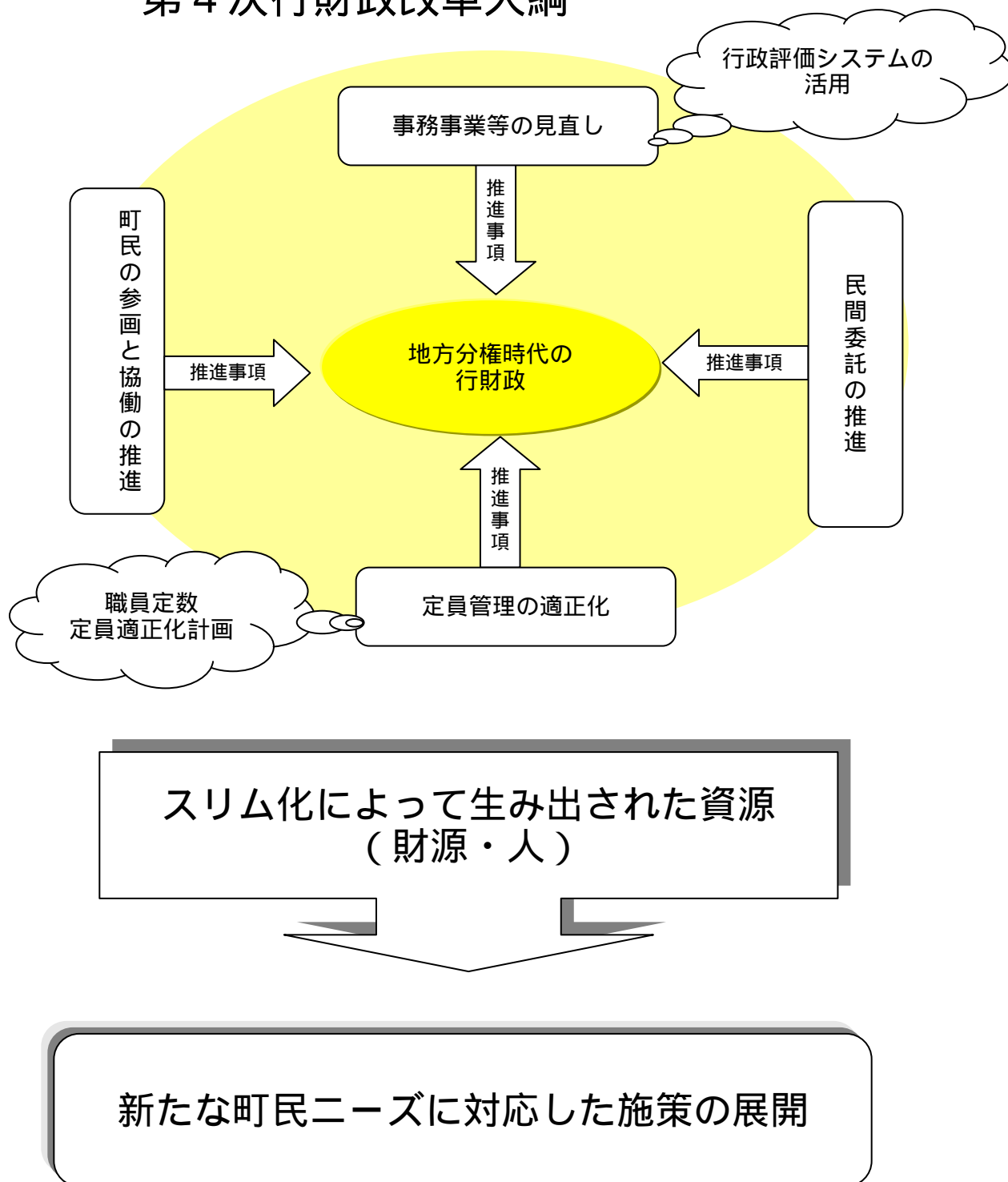
行財政改革を着実に推進するには、同大綱の効果的な進行管理が必要となります。よって、次の点に留意します。

- (1) 行財政改革推進本部において、時代に即応した内容になっているかを常に検討し、住民ニーズ等に合致した内容に修正します。
- (2) 行財政改革推進協議会に進捗状況を定期的に報告し、同協議会の意見、提言を聴き推進に反映させます。
- (3) 行財政改革大綱の進捗状況については、住民に理解しやすいように工夫を凝らし広報等で積極的に広報します。

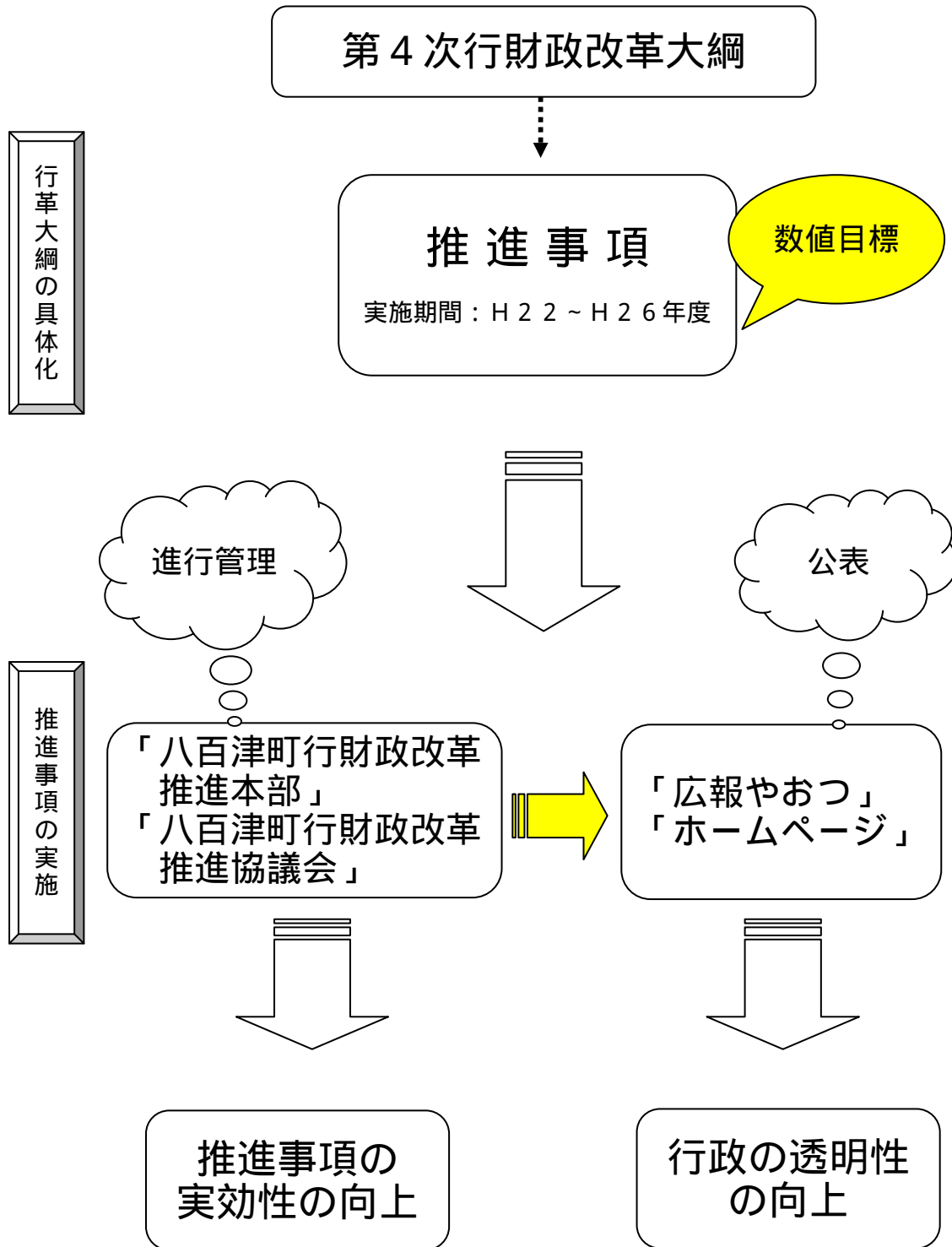
7 行財政改革の施策体系

(1) 行財政改革のイメージ

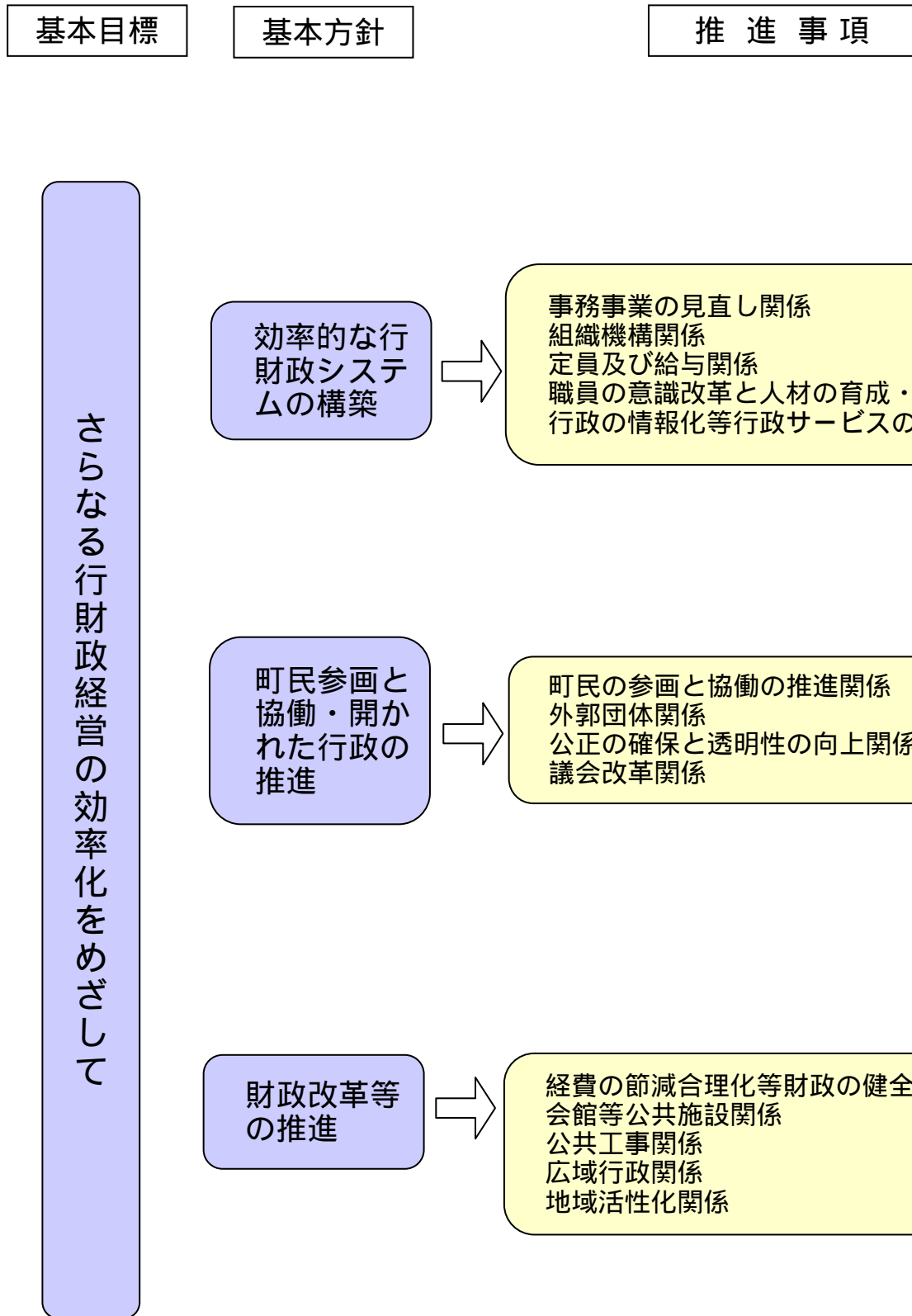
第4次行財政改革大綱



(2) 行財政改革推進事項の概念



(3) 行財政改革大綱体系図



第4次八百津町行財政改革項目別推進事項一覧表

岐阜県加茂郡八百津町

第4次八百津町行財政改革項目別推進事項一覧表

項目 大 中	実施項目	実施概要	数値目標 (予想される効果額)	実施時期	担当課	備考
1	事務事業の見直し関係					
	(1) 事務事業の整理合理化等					
	事務事業の見直しの継続化	・地方分権の推進による事務事業の拡大や今後も厳しい財政状況にあること、更には複雑多様化する住民ニーズに的確に対応した事務事業を遂行するため、引き続き積極的な見直しを行い、既に着手した事業であっても必要性や効果等を十分勘案し、事務事業の整理合理化を図る。		22～26年	全 課	
	行政評価システムの導入	・全事務事業のコストを把握するとともに、事業の必要性や費用対効果、目的と手段の有効性等について検証し、行政が担うべき施策の合理的な選択と限られた財源の効率的な配分を目的に、事務事業評価等の行政評価システムを構築し、活用を図る。		22～26年	総務課	
	前納報奨金の見直し	・前納報奨金制度は、税収の早期確保と納税意識の高揚を目的として創設されたものであるが、住民税の給与特別徴収者及び年金特別徴収には前納制度がないといった不公平感もある。また、報奨金が徴収費の増加の要因となっており、近隣市町村の動向から見ても制度廃止の市町村が多いことから、今後廃止する。 目標 = 前納報奨制度の廃止 (現行交付率 0.2 / 100 平成21年度交付件数等 2,927件 2,083千円)	2,083千円	24年	町民課	
	口座振替納税等の推進	・税等の口座振替制度は、納付書の作成や発送費用を削減するとともに、納税者は納付のために出かけた現金を持ち歩く必要がなく、又納期限忘れによる納め忘れの発生も予防できる。 利便性の向上と収納率の向上のため、引き続き口座振替を推進する。				
		町税 現行 64.2%	75%	22～26年	町民課	
		国民健康保険税 現行 87.3%	95%	22～26年	町民課	
		保育料 現行 97.0%	99%	22～26年	健康福祉課	
		住宅料 現行 93.0%	95%	22～26年	建設課	
		水道料 現行 上水 96.2% 簡水 96.7%	98%	22～26年	水道環境課	
		下水道 現行 公共 97.0% 農集 97.2%	98%	22～26年	水道環境課	
	消防団の再編	・人口減少による共助の担い手の減少に伴い、消防団員の確保が困難になってきており、ラッパ隊の編成も含め、消防団の再編を検討する。		22～26年	防災安全室	
	自主防災組織の育成と充実	・各自治会単位で組織する自主防災組織の組織率を100%とするように努める。現在、79自治会中73自治会設置。モデル自主防災組織活動支援事業により、自主防災組織の育成を図る。	79自治会	22～26年	防災安全室	
	コミュニティバス・YAOバスの運行見直し	・コミュニティバスについては、国道418号線(丸山トンネル～道渡間)の開通に合わせて、運行路線の見直しを行う。 ・YAOバスについては、利用状況を考慮して、運行ダイヤの見直しを検討する。		22年	産業課	
	簡易水道事業の統合	・潮南簡易水道区域を潮南全域に拡張し、篠原簡易水道を統合する。		26年	水道環境課	
	会議時間の短縮化	・能率的な会議運営に努め、会議時間は2時間以内とする。(会議資料の事前配付)		22～26年	全 課	
	応援体制の強化	・課、係を越えた応援体制の強化を図る。(横の連携)		22～26年	全 課	
	(2) 民間委託等の推進					
	学童保育の充実	・親の会に委託している学童保育の保育内容の充実を図るため、委託先を八百津町社会福祉協議会に移行する。 ・和知小学校区に学童保育を設置する。		22年	健康福祉課	
	町有林管理業務の民間委託	・町有林監視員業務を始め、町有林の管理及び森林施業を森林組合に委託し、町有林とともに町全体の森林の一括管理による効率的な集約的施業を行う。又同時に町有林監視員の後継者の育成も行う。		22～26年	産業課	

第4次八百津町行財政改革項目別推進事項一覧表

項目大	項目中	実施項目	実施事業	数値目標 (予想される効果額)	実施時期	担当課	備考
		水道浄水場等施設管理の民間委託	平成21年度より嘱託職員により対応しているが、民間に全面委託するよう検討する。		22～26年	水道環境課	
	(3)	指定管理者制度の活用					
		指定管理者制度の導入	・公の施設管理について、各施設ごとにその設置目的に従い、効率的な住民サービス等を勘案し、指定管理者制度の導入を促進する。				
			・B & Gプールの運営方法について、指定管理者制度の導入又は運営委託の両面で引き続き検討する。		22～26年	教育課	
	(4)	補助金等の整理合理化					
		補助金の見直し	・各種団体等に対する補助金については、その必要性や効率性を考慮し、全面的な見直しを行う。 実績報告書による精査(事業内容、収支状況、取組に対する姿勢、必要性) 長期化、恒常化している奨励目的の補助金については、終期の設定を行う。		22～26年	関係課	
2	組織機構関係						
	(1)	組織機構の見直し					
		組織名称の変更	・3課1室の名称を簡略化し、分かりやすい名称に改める。 経営管理課 総務課 防災安全対策室 防災安全室 住民税務課 町民課 地域産業課 産業課		22年4月1日	関係課	
3	定員及び給与関係						
	(1)	定員管理の適正化					
		民間委託等による人員削減	・行政のスリム化を図り、職員の削減に努める。 現業部門業務の事務量の見直しによる削減。 浄水場等施設管理を民間委託する。		22～26年 22～26年	全課 水道環境課	
		勧奨退職の推進、早期退職の募集	・職員数の削減について、住民サービスが低下しないように配慮する。 ・職員の新陳代謝を図るため、満59歳に達する年度に勧奨を行い、勧奨退職を推進する。 ・満55歳以上の職員に対し、早期退職の募集を行う。 ・勧奨・早期退職者の臨時職員任用により、新規採用職員数を抑制する。		22～26年	秘書室	
	(2)	定員適正化の推進					
		定員適正化計画の推進	・第2次定員適正化計画を推進し、組織、人員配置、事務の効率化等により目標の達成に努める。 平成27年4月までの5年間に4%削減(平成22年4月現在の職員数154人をベース) ・町民の理解と協力を得るため、適正化計画の数値目標と職員現員(達成状況)を毎年公表する。	148人	27年4月1日 22～26年	秘書室 秘書室	
	(3)	給与の適正化					
		職員給与の公表等	・職員給与の状況について広く町民の監視下に置けるよう、支払状況等について毎年公表する。 ・職務の困難さや責任の度合いを反映した給与への格付け、能力や職務実績等に基づく給与への格付けを実施し、給与水準の適正化を図る。		22～26年	秘書室	
4	職員の意識改革と人材の育成・確保関係						
	(1)	人材育成の推進					
		職員の意識改革	・行財政改革の実施にあたっては、職員一人ひとりが常に自己の仕事に問題意識をもち、改善や合理化に積極的に取り組むことで職員の意欲を高め、創意工夫により既存の枠組みや従来の発想にとられない柔軟な姿勢ができるよう、職員の意識改革が必要である。 そこで、引き続き「接遇・マナー」「やる気」「コスト」の面から職員の意識改革を進める。 接遇・マナーの向上 ・全職員が接遇、マナーの研修を受け、再認識する。		22～26年	全課	

第4次八百津町行財政改革項目別推進事項一覧表

項目 大	中	実施項目	実施事業	数値目標 (予想される効果額)	実施時期	担当課	備考
			・CS活動(顧客満足度アンケート調査)を定期的を実施し、住民意見を聴取する。 「やる気」が出る職場づくり				
			・朝礼、課内ミーティングを実施し、職員同士のコミュニケーションを図る。				
			・事務改善制度を活性化し、個々のモチベーションを向上させる。				
			・休暇制度を活用し、心身のリフレッシュを図る。				
			コスト意識を持つ				
			・常にコスト意識をもち、経費の節減・合理化を図る。				
	職員研修の充実	・地方公務員としての一般知識、教養を取得するため、職務職責段階に応じた一般研修へ派遣する。		22~26年	秘書室		
		・地方分権の進行に伴い、専門分野に対応できる職員を育成するため、税務研修や戸籍研修、契約事務等担当職員の専門研修へ派遣する。					
		・その他職員の参加希望(主体性・やる気)を尊重した、又は担当課長推薦等により各種研修へ派遣する。					
	人事交流による人材育成	・広い視野に立った人材を養成するため、県又は管内他市町村との職員人事交流を実施する。		22~26年	秘書室		
(2) 人材の確保							
	専門職職員の養成	・戸籍、医療保険、福祉、土木建築等専門性の高い分野に対応できる専門職職員を養成する。		22~26年	秘書室		
	総合職職員の養成	・多種多様な分野の職務経験を通じて、広い視野に立てる総合職職員を養成する。		22~26年	秘書室		
5 行政の情報化等行政サービスの向上関係							
(1) 窓口等における対応の改善と行政サービスの総合化							
	各種証明書の時間外・休日交付	・住民サービス向上の一策として、電話予約による各種証明書の時間外・休日交付の充実を図る。		22~26年	町民課		
	住民基本台帳カードの推進	・住民基本台帳カードの多目的利用		22~26年	町民課		
		本人確認に使用(日常生活、市町村窓口、インターネットを使った電子申請) 印鑑証明書、図書館カード等(ワンカード化)					
(2) 行政の情報化等の推進							
	庁内ネットワークの見直し	・複雑化している庁舎ネットワーク(学校)体系の見直しを図る。		22~24年	総務課		
	地図情報システムの導入	・地図情報システム(GIS)の導入を検討し、利用の多様化を図る。		22~26年	関係課		
	防災行政無線システムの再構築	・防災行政無線システムのデジタル化と同報系無線のケーブルテレビ網を活用した、音声告知端末への切り替えを検討する。J-ALERT(全国瞬時警報システム)を平成22年度に導入する。		22~26年	防災安全室		

町民参画と協働・開かれた行政の推進

項目 大	中	実施項目	実施事業	数値目標 (予想される効果額)	実施時期	担当課	備考
1 町民の参画と協働の推進関係							
(1) 参画の推進							
	町民の参画機会の拡充	・活力と魅力にあふれた地域社会を築くため、各種の審議会等に幅広い町民の参加を求める。		22~26年	全課		
		・町民の声を政策形成過程に生かすとともに、町民が施策・事業の実施に積極的に参画できる環境づくりに努める。		22~26年	関係課		
		事業説明会等の開催、関係住民への周知を徹底する。					
(2) 協働の推進							
	町民との協働の推進	・「自分たちのまちは、自分たちで創り、そして守っていく」という町民意識の醸成、元気のあるまちづくりを目指し、「町民参画」機会の創出と拡充を図りながら、町民(住民・自治組織・NPO等町民活動団体)と行政が対等な立場で情報を共有しながら、町民と行政による協働のまちづく		22~26年	全課		

第4次八百津町行財政改革項目別推進事項一覧表

項目 大 中	実施項目	実施事業	数値目標 (予想される効果額)	実施時期	担当課	備考
		りを推進する。 地域住民が自主的に環境整備を実施できるように応援及び協力体勢を充実させる。 笹池地内の森林整備を行うキリン水源の森づくり事業をボランティアにより継続実施し、森林への理解と環境に関する関心を深める。 ボランティアによるハッチョウトンボ群生地環境整備を引き続き行う。 協働事業(まちづくり事業)の推進者を育成し、地域で活動している人材の掘り起こしを行う。 現在、小学校の見守り活動を行っているボランティア団体や防犯関係団体等各種団体と協働して、地域の安全・安心を推進する。		22～26年 22～26年 22～26年 22～26年 22～26年	建設課 産業課 教育課 産業課 防災安全室	
	(3) 男女共同参画社会の形成					
	女性の登用機会の拡充	・各種審議会・委員会などにおける女性委員の登用率を高め、男女共同参画社会の形成を図る。 ・男女共同参画社会推進委員会を設置し、男女共同参画に対するアンケート調査を行い、町民の意識を計る。 同アンケートを参考に男女共同参画プランを策定する。		22～26年 22～26年	総務課 総務課	
2	外郭団体関係					
	(1) 外郭団体の見直しと運営の改善					
	外郭団体の運営と自立	・各種団体に自立化を要請し、側面的に支援する体制に移行する。 第一段階として、会計事務の同団体への移管に努め、順次全ての事務に拡大し、自立化を図る。		22～26年	関係課	
3	公正の確保と透明性の向上関係					
	(1) 行政手続きの適正化					
	行政手続きの適正化の推進	・行政手続法、関係条例の適正運営に努め、定期的に審査基準の見直しを行う。又行政手続法条例の対象外の事務事業についても、これらの趣旨に則り執行に努める。		22～26年	総務課	
	(2) 情報公開の推進					
	情報公開と文書管理の推進	・行政の透明性を確保するため、個人情報保護に留意しながら、情報公開を引き続き進める。併せて公開制度の適正、円滑化を図るため、文書の分類、整理、保存などの整備を行う。		22～26年	関係課	
	(3) 住民への積極的な情報提供					
	行財政改革の公表	・行財政改革大綱及び同大綱の項目別推進事項の進捗状況をホームページや広報などで、住民に分かりやすく公表する。		22～26年	総務課	
	財政状況の公表	・財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断する指標である「健全化判断比率」を公表する。		22～26年	総務課	
4	議会改革関係					
	(1) 議会の活性化					
	住民の関心が高まる議会運営	・一般質問を一括質問方式から一問一答方式に、そして対面式に改めることで、緊張感と議論が深まり分かりやすい議会を実現する。		22～23年	議会	

財政改革等の推進

項目 大 中	実施項目	実施事業	数値目標 (予想される効果額)	実施時期	担当課	備考
1	経費の節減合理化等財政の健全化関係					
	(1) 経費全般についての節減合理化と予算の厳正な執行					
	公共料金の適正化	・特定の町民に便益が及ぶ行政サービスについては、適正な負担を求める。 ・公平性の観点から負担金、使用料、手数料を随時見直しを行う。		22～26年	全課	

第4次八百津町行財政改革項目別推進事項一覧表

項目 大 中	実施項目	実施事業	数値目標 (予想される効果額)	実施時期	担当課	備考	
		学校開放・社会体育施設等の使用料、照明料の見直しを行う。		22～26年	教育課		
		屋外広告物許可申請書の提出及び支払いを要請する。		22～26年	建設課		
	経常経費の削減	<ul style="list-style-type: none"> 事務費等の経常経費を徹底的に切り詰め、必要最小限の支出に止める。 納税通知書や納付書発送の郵便料金の節減、各種郵便割引制度の活用 同時期発送のものは同一封筒、同一世帯への発送は、同一封筒、職員世帯は職員渡しを厳守し、各種郵便割引制度を最大限に活用する。 各種印刷物の印刷費節減 「住民税申告書の書き方」等自前で作成可能なものは、自庁印刷する。 電算費用の節減 課税データ(給与支払報告書等)の地方税電子申告システムによる取得を推進し、パンチ入力の省力化を図る。 給食配送車に、植物性天ぷら油を生成処理したバイオ燃料を活用する。 現在1台が運行しているが、これを2台に増やす。 	年1%削減 計5%削減	22～26年	全課		
					22～26年	全課	
					22～26年	全課	
					22～26年	町民課	
				年間80～100千円	22～26年	教育課	
					22～26年	総務課	
					22～23年	全課	
					22～26年	水道環境課	
	人件費の削減	<ul style="list-style-type: none"> 施設の統廃合、事務事業の見直し、臨時職員による対応などの定員適正化を推進し、人件費の削減に努める。 	年1%削減 計5%削減	22～26年	総務課		
	委託点検等の委託業務の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 電算システム等専門性の高い業務に委託契約が多く、毎年継続的に同業者と契約しているので契約金額が適切であるかを十分検討する。 		22～23年	全課		
	ゴミ処理費の削減	<ul style="list-style-type: none"> その他プラ、生ゴミの堆肥化、剪定枝粉碎機により廃棄物の減量及び資源化等を、町民と行政が協力してゴミの減量化を行う。 	目標年次26年				
			可燃ゴミ20年度実績 1,260.8t	10%削減5,630千円			
			不燃ゴミ20年度実績 190.7t	10%削減1,170千円			
滞納者に対する行政サービスの制限	受益と税負担の公平性を高め、併せて税等の滞納額減少を図るため、引き続き取り組む。		22～26年	関係課			
(2) 財政の健全化							
	財政健全化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 財政健全化法に基づく「健全化判断比率」4指標の動向を注視し、より高い財政の健全化に努める。 	目標年次26年	22～26年	総務課	早期健全化基準	
		現在の指数					
		実質赤字比率...普通会計における財政規模の赤字割合を示す	-			15%	
		連結実質赤字比率...上記に公営企業会計等を加えたもの	-			20%	
		実質公債費比率...公債費による財政負担の程度を示す	12.3%	10%		25%	
		将来負担比率...借入金全体の状況を示す	54.2%	50%		350%	
		上記指標に、一般会計においては独自の「財政判断指標」4指標を加えた計8指標に基づいて財政運営を行う。	現在の指数				
		償還可能年数...負債償還能力を示す	4.1年	3年			
		経費硬直率...経費の硬直率を示す	69.9%	68%			
		財政調整基金充足率...財源の留保状況を示す	20.9%	22%			
		経常収支比率...資金繰りの安定性を示す	85.9%	84%			
		町債残高の減少	<ul style="list-style-type: none"> 新規町債の発行は極力有利なものを厳選し、可能な限り繰上償還や借り換えを行い、将来に向け町財政への負担軽減を図る。 	目標年次26年			
現在の残高							
一般会計町債残高の減少に努める。	4,515,045千円			35億円	22～26年	総務課	
	特別会計町債残高の減少に努める。	5,078,776千円	37億円	22～26年	水道環境課		
(3) 公会計制度への対応							
	公会計の整備と公表	<ul style="list-style-type: none"> 資産・債務の管理に必要な公会計制度の整備について、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の 		23年	総務課		

第4次八百津町行財政改革項目別推進事項一覧表

項目 大	中	実施項目	実施事業	数値目標 (予想される効果額)	実施時期	担当課	備考
			導入を図り、公営企業等を含めた連結貸借対照表・行政コスト計算書・資金収支計算書・純資産変動計算書の財務4表の作成に取り組み、この財務情報を公表する。				
		(4) 資産管理					
		公有財産の適正管理と有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 公有財産については、全庁的な取組により適正管理と有効活用を図る。 公有財産の適正管理に努め、公会計に対応した資産評価を行う。 未利用財産における売却要望土地及び有休・貸付土地についても、今後継続して処分する。 現在、公営住宅の総戸数は264戸であり、うち130戸を政策空屋にするため入居制限を行っている。今後、政策空屋住宅の建て替え及び他の用途への変更を検討する。 土地開発基金保有地の売却促進を図る。 				
					22～26年	総務課	
				年100万円計500万円	22～26年	総務課	
					22～26年	建設課	
					22～26年	建設課	
		(5) 収納率の向上等自主財源の確保					
		町税等の収納率の向上	<ul style="list-style-type: none"> 景気の低迷や納税モラルの低下等、町税を取り巻く環境は厳しいものがあり、収納率は年々低下している。特に、固定資産における不在地主や法人の倒産などによる滞納が累積し税全体の収納率を低下させている。しかし、地方分権による税源移譲に伴い、地方税の役割は益々高まることが予想され、収納率の向上は重要な課題である。 今後更に訪問徴収や分納の指導、町からの各種給付金の未納額への充当、預貯金調査や差押え、行政サービスの制限など様々な徴収手段を講じて、収納率の向上に努める。 				
			[収納率の達成目標]				
			普通税（現年度分） 現行 98.9%	99.5%	22～26年	町民課	
			（滞納繰越分） 現行 20.4%	25.0%	22～26年	町民課	
			国保税（現年度分） 現行 96.0%	98.0%	22～26年	町民課	
			（滞納繰越分） 現行 16.7%	18.0%	22～26年	町民課	
			介護保険料 現行 97.4%	98.0%	22～26年	町民課	
			保育料 現行 98.6%	99.0%	22～26年	健康福祉課	
			住宅料 現行 96.3%	98.0%	22～26年	建設課	
			上水道料金 現行 99.5%	99.8%	22～26年	水道環境課	
			簡易水道料金 現行 99.8%	99.9%	22～26年	水道環境課	
			下水道料金 現行 99.6%	99.8%	22～26年	水道環境課	
			滞納整理は全庁的（担当課の連携）に取り組む。				
		下水道未接続者対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道・農業集落排水区域において、下水道水洗化の向上を目指す。 		22～26年	水道環境課	
			公共下水道 現行 87.1%	90.0%			
			農業集落排水 上飯田 現行 94.6%	98.0%			
			久田見 現行 84.2%	90.0%			
		(6) 地方公営企業の経営健全化					
		地方公営企業の経営健全化	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道事業・農業集落排水事業への基準外繰出の削減に向けて、未接続者対策や雨水対策を始め、維持管理経費の節減を引き続き進める。 		22～26年	水道環境課	
2		会館等公共施設関係					
		(1) 既存施設の有効活用と運営の効率化					
		出張所の統廃合	<ul style="list-style-type: none"> 出張所の統廃合を検討する。 		22～26年	産業課	
		保育園の合理化（統廃合）	<ul style="list-style-type: none"> 少子化（出生率の低下）により園児数が減少している状況下であり、園の合理化等を検討する。 保育園の適正配置を検討する。 八百津保育園と錦津保育園において、土曜保育を実施しているが、園児の減少により一カ所 		22～26年	健康福祉課	
				820千円	22年	健康福祉課	

第4次八百津町行財政改革項目別推進事項一覧表

項 大	目 中	実 施 項 目	実 施 事 業	数値目標 (予想される効果額)	実施時期	担 当 課	備 考
			で実施する。				
		子育て支援センターの管理運営	・福祉センターで実施している子育て支援を充実させるため、児童虐待、DV、子育て相談に対応できる体制の整備を行う。		22～23年	健康福祉課	
		養護老人ホームの管理運営	・指定管理者制度又は民間委譲を含めて、今後のあり方を検討する。		22～26年	健康福祉課	
		小学校の適正配置	・少子化に伴う児童の減少等を考慮し、適正配置について検討する。				
			福地小学校を久田見小学校に統合する。		22年	教育課	
		公共施設の利用促進	小規模校の統廃合は単に合理化論だけでなく児童の教育環境も考慮し、引き続き検討する。		22～26年	教育課	
			・各施設の有効利用を検討する。				
			人道の丘公園の有効利用として、結婚式場の提供を行う。		22～26年	産業課	
			稲葉城公園等で特産品の販売促進を図る。		22～26年	産業課	
			めい想の森施設の有効利用の促進を図る。		22～26年	産業課	
			福地小学校の校舎及び跡地の有効利用を検討する。		22～26年	関係課	
			宿泊交流施設「ぶらら」の有効利用について、引き続き検討する。		22～26年	教育課	
			民間調理師による食事(予約制)の提供など、利用促進を検討する。				
3	公共工事関係						
	(1) 公共工事の入札、契約事務の改善						
	適正な契約事務の推進と経費の節減		・各年度毎の入札執行における問題点等の検証を行い、適切な競争参加条件の設定及び必要条件整備を講じた一般競争入札を実施するとともに、入札執行予定、執行結果をホームページ上で公表し入札手続きにおける透明性、公平性の確保に努める。		22～26年	関係課	
			・「品確法」に対応して、引き続き総合評価方式の入札を実施するとともに、少額な契約においても事務手続き等の適正化を図る。				
			・継続的な業務委託契約関係を更に検証し、競争性を確保した契約方式を考察するとともに、少額な契約においても事務手続き等の適正化を図る。				
			・低入札価格調査制度を活用し、ダンピング受注防止を徹底する。				
	公共工事のコスト削減		・国の「公共工事縮減対策に関する行動方針」を参考に、適切な設計単価、予定価格、工法の検討を行いコスト縮減に取り組む。		22～26年	関係課	
	公共工事の効果的取組		・「生活道路工事実施基準」を基に、効果的な公共工事の推進を図る。		22～26年	建設課	
4	広域行政関係						
	(1) 広域的な行政体制の強化						
	圏域内における一層の連携強化		・中濃地域という広域的な範囲で行政体制の確立を図る。		22～26年	関係課	
			・中濃圏域において「日本公園村」等の情報誌を活用し、中濃地域の連携を図るとともに、当町の商工業等についてもPRする。				
	定住自立圏構想の推進		・定住自立圏構想として美濃加茂市が中心市として宣言したことに伴い、当町としての連携できる道路網の整備、医療施設の確保など質の高い行政サービスを図る。		22～26年	関係課	
5	地域活性化関係						
	(1) 地域活性化の推進						
	定住の促進		・空き家バンクを開設して町ホームページで情報提供し、一時居住者の定住促進と都市からの移住者の受入を推進する。		22～26年	産業課	
			・町内において住宅を新築する者に対し、その費用の一部につき、奨励金を交付することにより、八百津町への定住促進及び地域経済の活性化を図る。		22～24年	産業課	
	特産品販売の推進		・空き店舗を有効活用し、特産品・地元野菜等の販売推進を図る。		22～26年	産業課	
	農地の有効活用		・企業参入や集落営農組織により、遊休農地を活用する。		22～26年	産業課	

八百津町行政組織図

—平成22年4月1日—

